

主に第2の危機に対応する農林水産省の施策

平成19年2月

農林水産省

第2の危機への対応施策

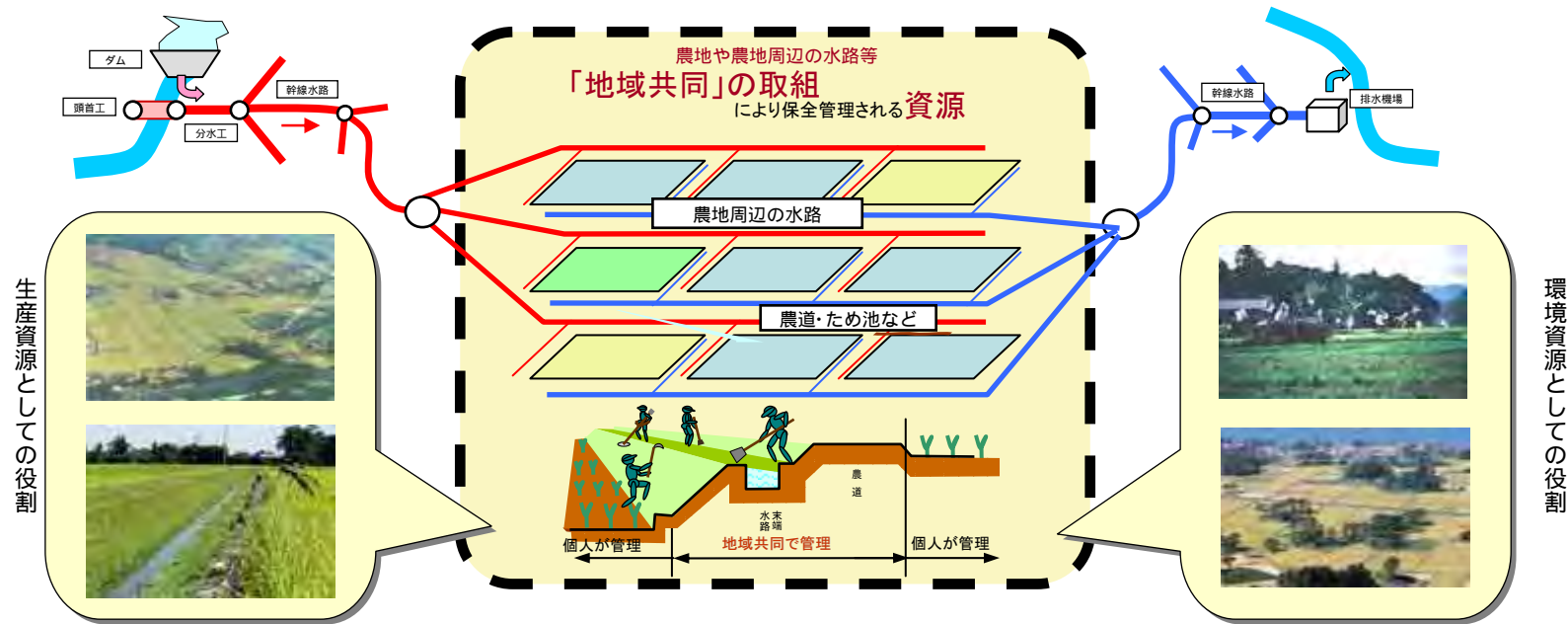
里地里山等における人為の働きかけが縮小後退することによる第2の危機に対しては、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を図っていくための新たな仕組みの構築、人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要。



| 施策名等 | | 内 容 |
|-----------|--------------------------|--|
| 従来からの取り組み | | <ul style="list-style-type: none"> ●田園環境整備マスタープラン策定市町村数 2,541(H16) → 2,609(H17) (※市町村数は、H16.3時点の3,148に対するもの) ●市民農園区画数 152,481(H16) → 153,727(H17) ●田んぼの生きもの調査箇所数 8,439(H16) → 10,592(H17) ●農業農村環境情報整備調査による調査サイト数 394(H16) → 448(H17) <p>その他、優良表彰、シンポジウムを通じた普及啓発、行政担当者を対象とした自然環境行政に関する研修や生態系に配慮した水田整備に関する研修を実施。</p> |
| 新たな取り組み | 農地・水・環境保全向上対策 | <p>農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、地域において農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図ることとし、農地・農業用水等の資源や農村環境を保全向上させる共同活動と、地域でまとまって環境負荷を軽減する先進的営農活動を一体的に支援。</p> <p>平成18年度に全国約600地区でモデル的支援を通じた基本スキームの実効性検証を経て、平成19年度より本格導入。</p> |
| | 農村景観・自然環境 保全再生パイロット事業 | <p>公募方式により活動主体となるNPO等を募集し、棚田の保全等の農村特有の良好な景観形成の促進に資する活動、生きもの調査や小ビオトープ造成等の生態系保全等、農村の自然環境の保全・再生の推進に資する活動に対し、直接支援を実施。</p> |
| | 耕作放棄地対策 | <p>里地里山生態系の質の劣化をもたらす耕作放棄地の大幅な縮減を目指し、改正基盤強化法に基づく市町村基本構想の策定促進による遊休農地等の適切な利活用、交付金等による各種施策の推進、「耕作放棄地対策推進の手引き」の作成などの取組を開始。</p> |

農地・水・環境保全向上対策

- 農地・農業用水等の資源は、これまで集落など地域の共同活動により保全管理されてきた。
- これらの資源は、農業だけでなく農村の豊かな自然環境や景観を形づくる上でも大きな役割を果たしている。



高齢化や混住化による、地域共同による保全活動の低下

背景

農業生産のあり方を環境保全を重視したものに転換

農村環境への意識の高まり

基盤となる農地・水・環境の良好な保全と質的向上

食料の安定供給

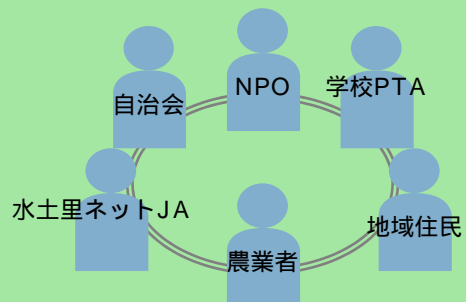
多面的機能の発揮

農村の振興

[農地・水・環境保全向上対策のしくみ]

共同活動への支援

多様な主体が参画した、



地域共同による効果の高い取組を行う活動組織に対して、支援。



更に環境にやさしい農業を実施

更に活動をステップアップ

営農活動への支援

上記の共同活動に加えて、

- ・地域全体の農業者により環境負荷低減に向けた取組を行った上で、
- ・地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組を行った場合、
取組農家に配分可能な交付金を交付。



促進費

活動の質をさらにステップアップさせる取組に対し、促進費を交付



農村景観・自然環境保全再生パイロット事業

農村における景観保全活動や自然再生活動を行っているNPO等に対し、公募方式により直接支援し、農村特有の良好な景観形成の促進及び農村の豊かな自然環境の保全・再生を推進。

支援内容

景観保全活動



棚田の保全、景観作物の植栽、農村の原風景の創造等、農村景観の維持・保全、創造に資する活動

自然再生活動



生きもの調査や小ビオトープの造成等の生態系保全等、農村自然環境の保全再生に資する活動

事業実施主体

※ 公募方式により選定

- 特定非営利活動法人(NPO法人)
- 地方農政局長等が実施能力を有すると認めた非営利団体

事業実施地域

補助対象とする活動の主要な実施地域は、農業振興地域であって次のいずれかに該当する区域

- (1) 景観農業振興地域計画に定められた区域
- (2) 田園環境整備マスタープランに基づき設定された環境創造区域又は環境配慮区域

地域の要望を反映

活動数の増加

質的向上

活動の推進・定着

良好な景観、豊かな自然環境の保全・再生

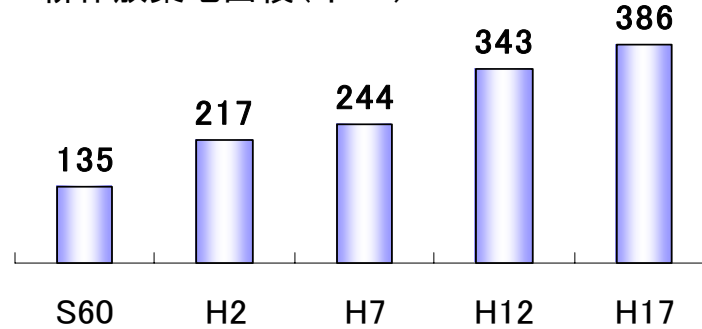
耕作放棄地対策

要因

- 高齢化、労働力不足
- 価格の低迷
- 農地の受け手がない
- 基盤整備が進んでいない
- 土地条件が悪い
- 鳥獣害が多い

など

耕作放棄地面積(千ha)

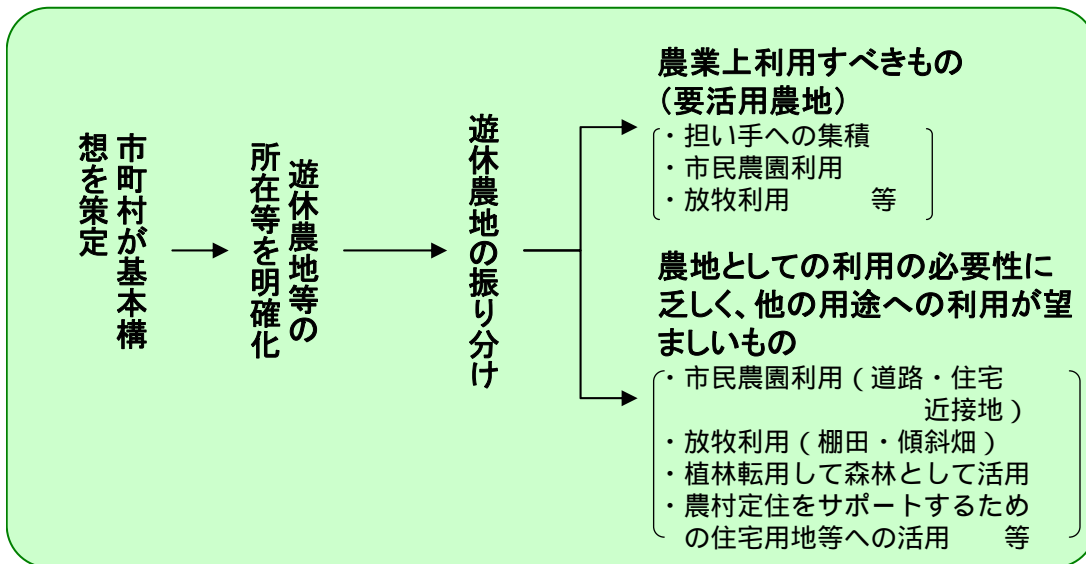


問題発生

- 病害虫の発生
- 有害鳥獣の潜入、繁殖
- 産業廃棄物の不法投棄
- 道路、水路の機能低下
- 景観の悪化

など

I 農業経営基盤強化促進法に基づき地域の主体的取組を推進



II 耕作放棄地の考え方を徹底

市町村、農業委員会に対し「耕作放棄地の管理の考え方」を周知

III 耕作放棄地の解消・発生防止のための各種施策の充実・強化

市町村基本構想の策定及び遊休農地の農業上の利用の増進

担い手への農地の利用集積

農外からの新規参入の促進

集落営農の組織化・法人化

土地基盤整備

中山間地域等直接支払

農地・水・環境保全向上対策

放牧利用

市民農園利用

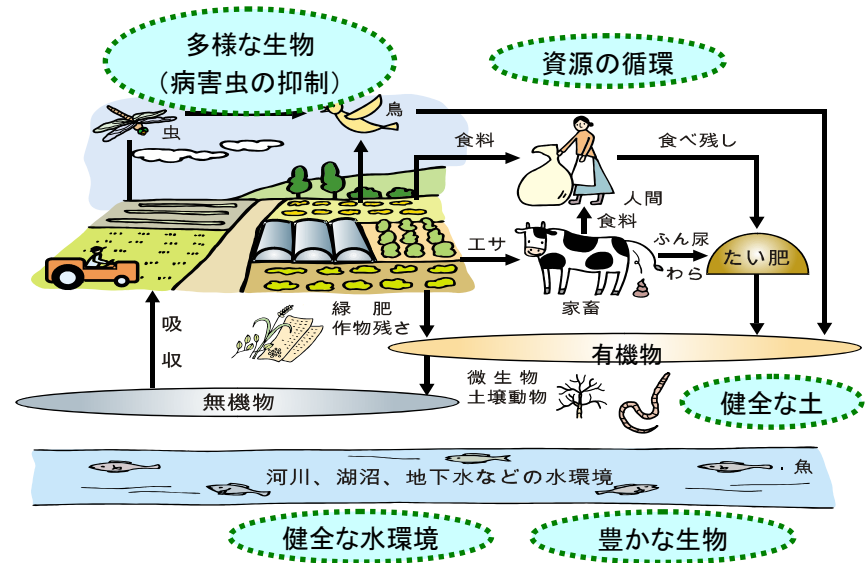
地域の実態に応じた解消

環境保全型農業の推進

里地里山地域の自然との共存を確保するため、環境と調和のとれた持続的な農業生産活動を推進。

農業の持つ自然循環機能を生かし、土づくりなどを通じて、化学肥料、化学合成農薬の使用による環境負荷を低減し、持続的な農業を実現

豊かな生態系の維持や良好な景観形成などにも大きく貢献



○ 施策の概要

| | |
|--------------|---|
| 農業環境規範の普及・定着 | 環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組むべき規範(農業環境規範)を策定し、各種支援策を実施する際の要件とするなど、その普及・定着を推進。 |
| エコファーマーの認定促進 | 持続農業法に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定を促進。【エコファーマー認定件数:111,273件(平成18年9月末現在)】 |
| 先進的な営農活動への支援 | 農地や農業用水等の資源の保全向上活動と一体的に、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等に対する支援を行う農地・水・環境保全向上対策を平成19年度より実施。【農地・水・環境保全向上対策のうち営農活動支援】 |
| 有機農業の推進 | 平成18年12月に成立した有機農業推進法に基づき、生物多様性の保全等に資する有機農業を推進。 |

このほか、IPM(総合的病害虫管理)の普及・定着、共同利用機械・施設等への支援や環境保全型農業についての普及啓発活動等などの取組を実施 6

1 環境と調和のとれた農業生産活動規範

○ 環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組むべき規範(農業環境規範)を策定し、各種支援策を実施する際の要件とするなど、その普及・定着を推進。

○ 農業環境規範の概要

我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換

環境との調和のための基本的な取組をすべての農業者が着実に実践

環境と調和のとれた農業生産活動規範

次の基本的な取組について農業者自らが生産活動を点検し、改善に努めるためのものとして策定

【作物の生産】

土づくりの励行
適切で効果的・効率的な施肥
効果的・効率的で適正な防除
廃棄物の適正な処理・利用
エネルギーの節減
新たな知見・情報の収集
生産情報の保存

【家畜の飼養・生産】

家畜排せつ物法の遵守
悪臭・害虫の発生防止・低減
の励行
家畜排せつ物の利活用の推進
環境関連法令への適切な対応
エネルギーの節減
新たな知見・情報の収集

○ 補助事業等への関連づけについて

・平成17年度より可能なものから要件化等の関連づけを実施(平成17年度;6事業、平成18年度;11事業)。

・平成19年度においても品目横断的経営安定対策をはじめ対象事業を拡大し、農業環境規範の普及・定着を推進。

○ 農業環境規範の7つのポイント(作物の生産編)

1. 土づくりの励行

たい肥の施用や稲わらのすき込みなど有機物の供給に努める。

2. 適切で効果的・効率的な施肥

都道府県の施肥基準や土壤診断結果等に則し、効果的・効率的な施肥を行う。

3. 効果的・効率的で適正な防除

発生予察情報等を活用し、必要に応じ農薬や他の手段も組合せ、効果的・効率的な防除を実施する。

4. 廃棄物の適正な処理・利用

廃棄物の処理は、関係法令に基づいて適正に行う。また作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

5. エネルギーの節減

機械・施設の適正な温度管理、点検整備や補修などに努める。

6. 新たな知見・情報の収集

作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報収集に努める。

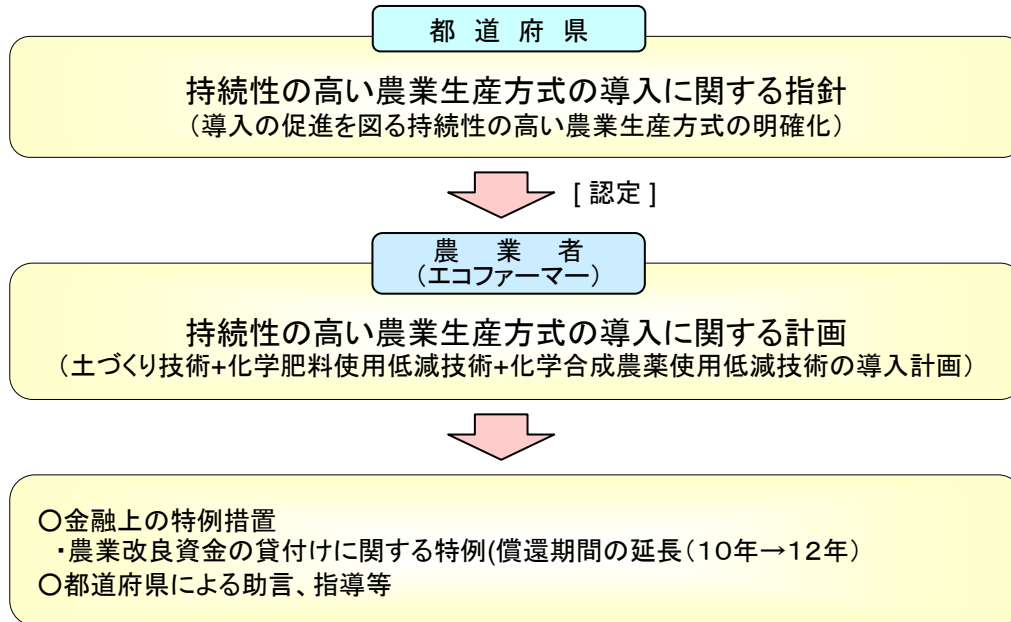
7. 生産情報の保存

点検・確認ができるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

- 平成11年に、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を制定し、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)を支援。

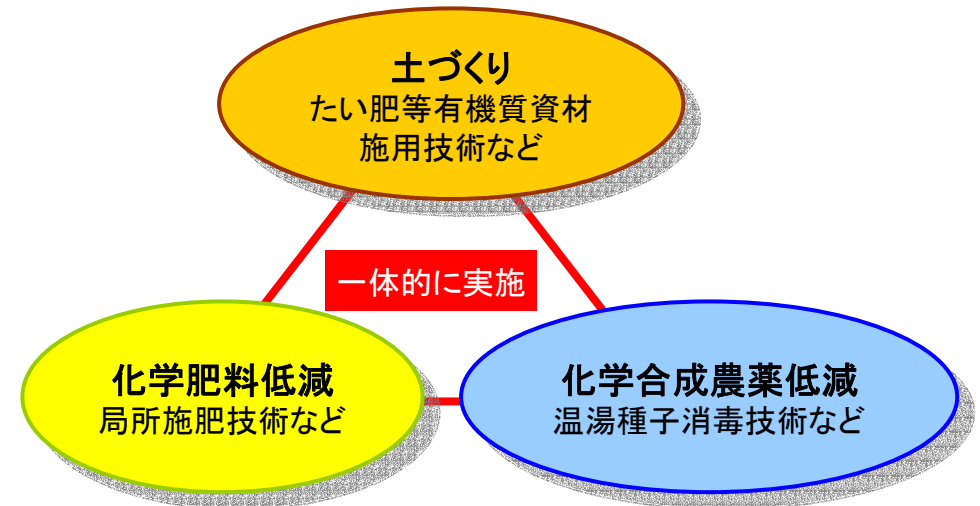
○ 持続農業法の概要



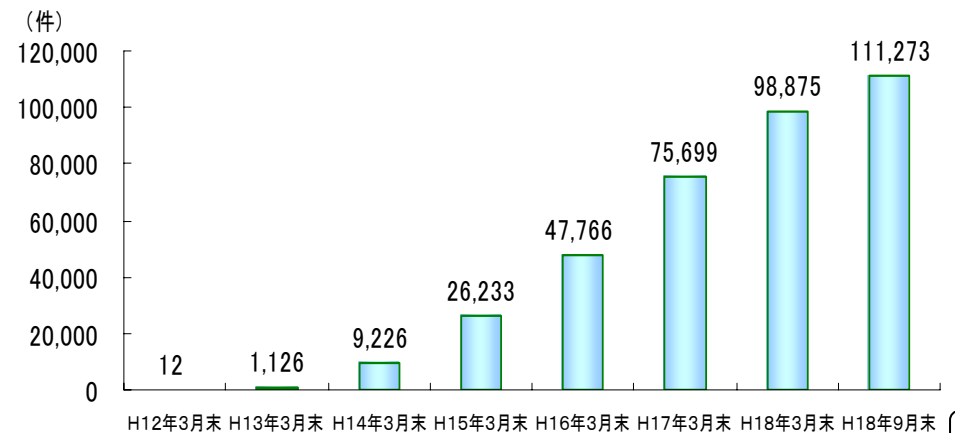
○ 持続性の高い農業生産方式のイメージ(キャベツの例)

| 慣行的な生産方式 | 持続性の高い農業生産方式 |
|--------------------------------------|--|
| ○ 土づくり: たい肥の施用 | ○ 土づくり: 土壌診断に基づいたたい肥の適切な施用 |
| ○ 施肥: 化学肥料の施用 化学肥料施用量 15.6kgN/10a | ○ 施肥: 基肥に肥効調節型肥料を施用 化学肥料施用量 11.8 kgN/10a |
| ○ 防除: 化学合成農薬による防除 化学合成農薬使用数 10回 | ○ 防除: 生物農薬や防虫ネット等の活用による農薬散布回数の低減 化学合成農薬使用数 8回 |

○ 持続農業法における「持続性の高い農業生産方式」



○ エコファーマー数の推移



3 農地・水・環境保全向上対策(営農活動への支援)

- 対象地域は、「共同活動への支援」の実施地域であって、計画に基づき環境保全に取り組む地域。
- 地域でまとめて化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組に対して、取組面積に応じて活動組織に交付金を交付(先進的営農支援)。
- 加えて、地域の環境負荷低減に向けた推進活動に対する活動経費を活動組織に交付(営農基礎活動支援)。

支援の内容

【支援対象とする取組】

①と②を一体的に実施することが必要

① 相当程度のまとまりをもって、化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組



- ☑ 化学肥料と化学合成農薬の使用を原則5割以上減らすこと
- ☑ エコファーマーの認定を受けること
- ☑ 地域で一定のまとまりをもった取組であること



まとまり要件(取組実態に応じて次のどちらかを選択)
 各作物ごとに見て…集落等の生産者のおおむね5割以上
 作物全体で見ても…集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上

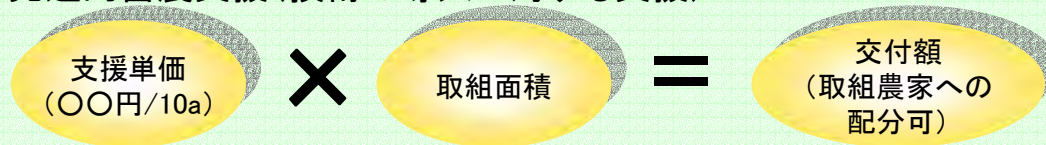
② 地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた取組



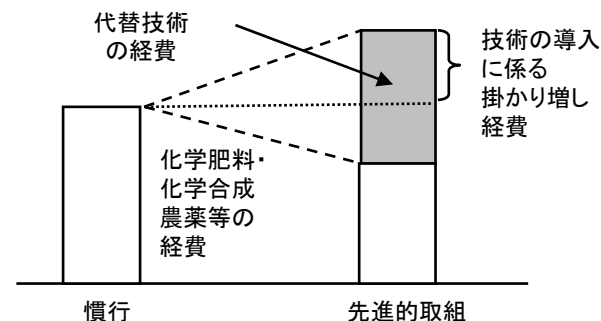
(例)たい肥の散布

【支援の仕組み】

① 先進的営農支援(技術の導入に対する支援)



○ 支援単価は技術の導入に係る掛かり増し経費に着目して設定



② 営農基礎活動支援

地域の環境負荷低減に向けた推進活動に対する支援



例: 技術の実証・普及、土壌・生物等の調査分析等

4 有機農業の推進

- 農業の自然循環機能を大きく増進し、環境への負荷を低減する有機農業を推進するため、「有機農業の推進に関する法律」が平成18年12月に成立。
- 現在、国が定めることとされている「有機農業の推進に関する基本的な方針」について食料・農業・農村政策審議会で審議中。

○ 有機農業の定義(第2条)

【有機農業】

- 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

○ 基本方針等の作成(第6条、第7条)

有機農業の推進に関する基本的な方針(国)



国の基本計画に則し策定

有機農業の推進に関する施策についての計画(都道府県)

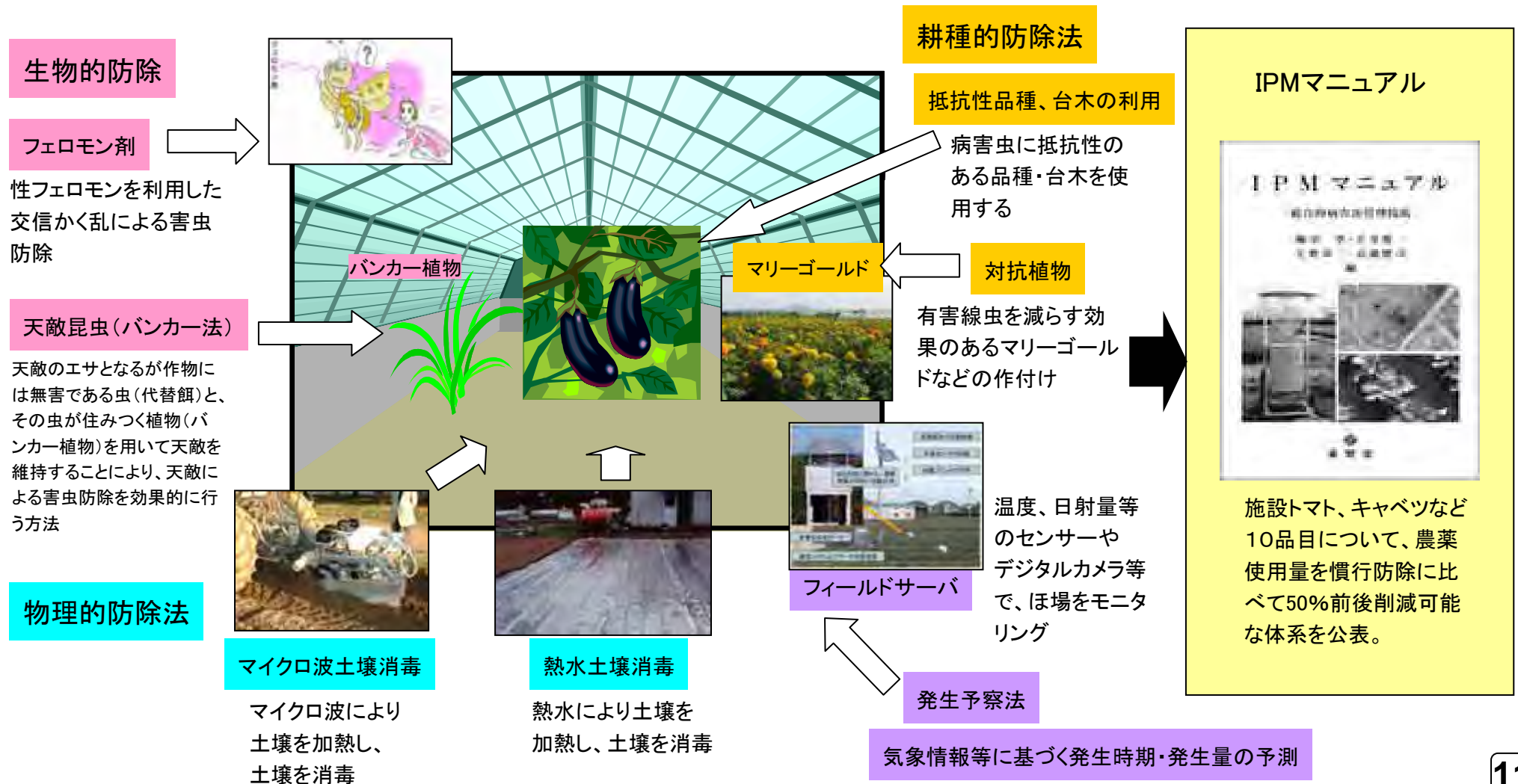
○ 国及び地方公共団体が講ずる有機農業の推進のための施策等(第8条～第13条)

- ▶ 有機農業者及び有機農業を行おうとする者に対する支援
- ▶ 有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するための、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報提供
- ▶ 有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動
- ▶ 有機農業者と消費者の相互理解の増進のための有機農業者と消費者との交流促進
- ▶ 有機農業の推進に関して必要な調査の実施
- ▶ 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進活動に対する支援

5 IPM(総合的病害虫管理)の普及・定着

- 化学合成農薬代替技術については、総合的病害虫管理(Integrated Pest Management; IPM)の考え方を取り入れ、物理的、生物的、耕種的防除技術の開発とその体系化により、化学合成農薬を50%削減できるIPMマニュアルを公表した。
- また、地域においてIPMに関する理解を促進し、その考え方を正しく農業生産現場に反映させるため、農作業の各工程におけるIPMを実践するための具体的な取組を示し、農業者自身による目標の設定並びに各取組について評価等を連続的に行うことができるIPM実践指標の策定を推進。

IPMとは:化学合成農薬だけでなく、物理的、生物的、耕種的防除を組み合わせ、農作物の被害を許容水準以下に管理する技術。



鳥獣害防止対策の推進

里山の荒廃や中山間地域での人間活動の縮小による第2の危機に伴い、野生鳥獣による農林水産業被害が深刻化



- 野生鳥獣による農林水産業被害は全国で約200億円(特に、イノシシ、シカ、サル等による被害が拡大傾向)
- 鳥獣害が耕作放棄地の発生要因の一つ
(アンケート調査によると、2割弱の人が鳥獣害を発生要因の一つとして挙げている)
- 有害鳥獣の生息域が全国的に拡大
(5kmメッシュの生息区画数が、1978年から2003年にかけて、イノシシ1.3倍、シカ1.7倍、サル1.5倍。)

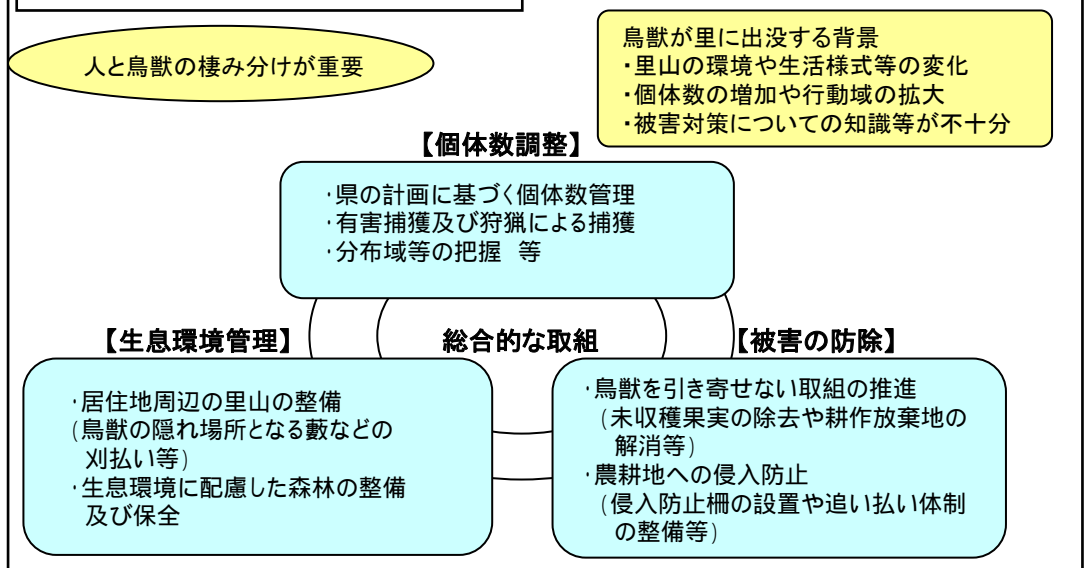
農林水産省としては、環境省等関係省庁との連携の下、被害防止に向けた対策を充実・強化する方針

これまでの取組状況

環境省、農林水産省を中心とする関係省庁連絡会議を設置し、捕獲による鳥獣の適正な個体数調整、鳥獣の生息環境の管理及び被害の防除を基本に取組を推進

- 農林水産省としては、効果的な被害防止技術の開発、研修の実施等による人材の育成、被害防止マニュアルの作成、被害対策に関する専門家の登録・紹介、侵入防止柵の設置等自衛体制の整備に対する支援、森林の整備・保全等を推進

◎鳥獣害防止対策の基本的な考え方



対策強化の考え方

- 関係省庁の連携体制を一層強化し、課題解決に向け、以下の対策等を総合的・重点的に推進

有害鳥獣の捕獲対策の強化

- ・19年度から、捕獲の担い手を育成・確保するため、市町村、農業関係団体等による有害鳥獣捕獲体制の整備を推進
(関連対策として、捕獲獣の地域資源としての活用を推進)

地域が取り組む被害の防除対策の一層の推進

- ・18年度から、県域をまたがる広域地域をモデルに、最新の総合的防除技術体系の確立を推進
- ・19年度から、高齢化地域での対応や被害地域の拡大を防ぐため、被害が発生していない周辺地域やNPO等との連携を通じた被害防止実施体制の構築を推進
- ・この他、各種交付金等による、侵入防止柵の設置等地域の取組に対する支援を引き続き推進

生息環境管理対策の推進

- ・里山等の管理対策の促進

被害の深刻化に対応した対策の強化

里山林の整備のための主な施策

里山林等が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、地域とボランティア、NPO等との連携により、里山林の利用活動や保全・整備活動、森林環境教育活動を効果的に推進する。



| 施策 | 内容 |
|---|--|
| 施業実施協定制度 (平成16年度～) | 公益的機能の発揮を重視すべき森林を対象として、森林所有者とNPO等との森林の施業に関する協定の締結を推進 |
| 里山エリア再生交付金 (平成18年度～) | 地域住民、NPO等と協力し、地域が一体となった居住地周辺の里山林の整備を支援 |
| 地域活動支援による国民参加の 緑づくり活動推進事業 (平成19年度～) | 企業、NPO等の森林づくり活動のサポート体制を整備 |

目的に応じた森林整備の方向

— 森林を重視すべき機能に応じて区分して整備を誘導 —

森林・林業基本計画では、森林の持つ多面的な機能を発揮させるために、森林を、「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つに区分し、区分毎の森林の整備・保全の方向を示しています。



水土保持林

水源のかん養、山地災害の防止を重視する森林



森林と人との共生林

森林生態系の保全、生活環境の保全や森林空間の適切な利用を重視する森林



資源の循環利用林

木材等の生産を重視する森林

ボランティアによる森林整備活動の現状

図1 森林づくりを目的としたボランティア団体数

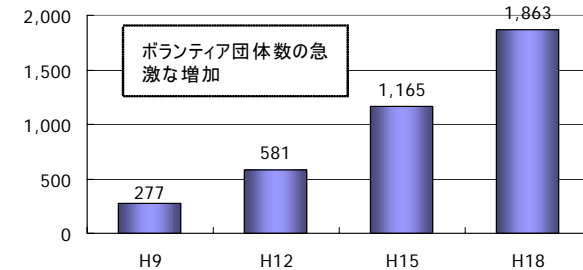
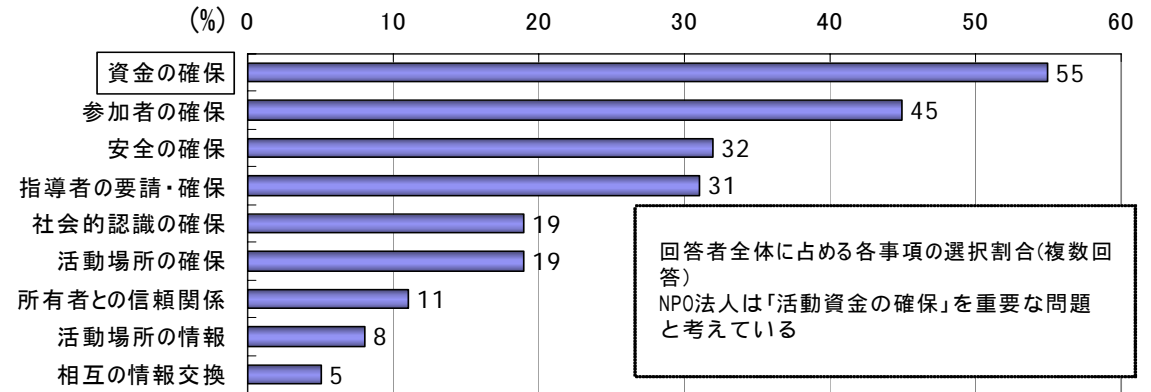


図2 森林ボランティア活動の障害



回答者全体に占める各事項の選択割合(複数回答)
NPO法人は「活動資金の確保」を重要な問題と考えている

図3 森林ボランティアの受入意向

全体の6割がボランティアの受入を許容している

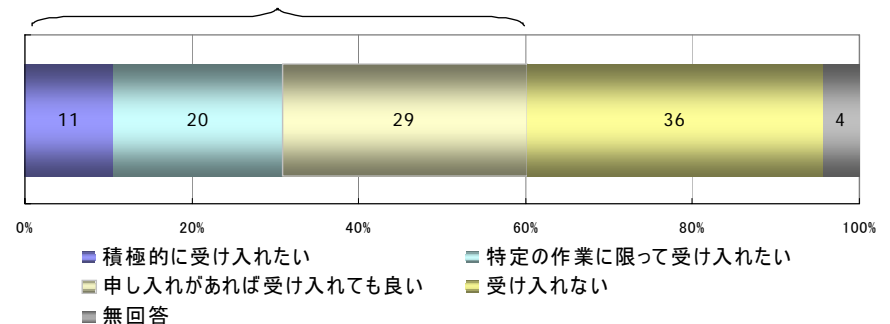


図1及び2 森林づくりアンケート調査結果(林野庁業務資料)

図3 H14食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査

施業実施協定の概要

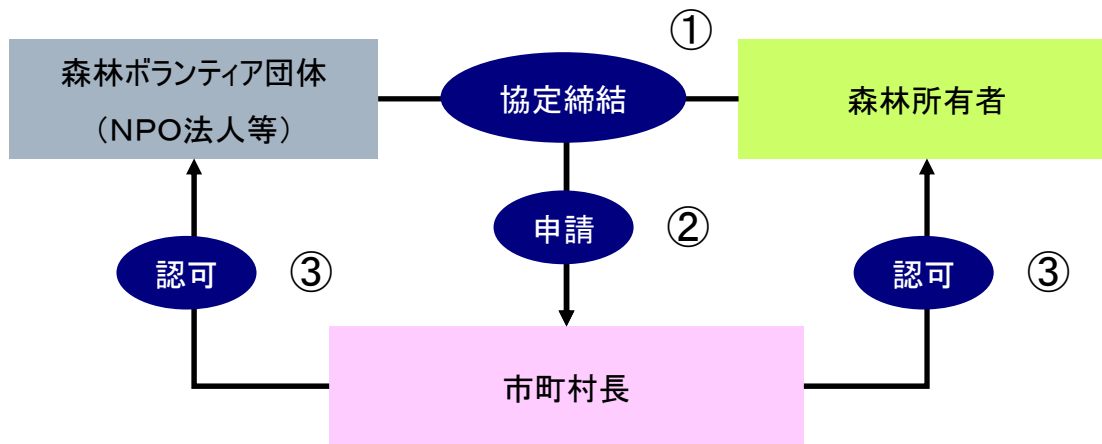
背景

○自ら緑化活動や造林・保育・伐採といった森林の整備・保全に関する活動に参加したいという機運の高まり

○森林ボランティアの活動の場の確保や支援策の充実、制度の創設への期待

仕組み

森林ボランティア団体と森林所有者等が区域や施業の種類、作業路網の整備等の森林施業の実施に関する協定を締結し、市町村長が認可（森林法第10条の11の8 第2項：平成16年に制度化）



対象森林

「水土保持林」及び「森林と人との共生林」

メリット

■森林ボランティア団体

- 造林補助金等支援策が受けられることによる活動資金の確保
- 活動フィールドの確保
- 協定締結後新たに森林所有者になった者にも協定の効力が及び(承継効)活動の見通しが立てやすくなる
- 活動に対する社会的認知度のアップ

■森林所有者等

- 手入れの遅れている所有森林の整備促進
- 市町村長が認可する仕組みにより、確実な施業実施への安心感を確保
- 費用負担を回避しつつ、所有森林の公益的機能の確保が図られる

※山村地域と他地域住民との地域間交流の促進にも寄与

国民参加の森林づくり

森林整備を国民・社会全体で担う
という意識の醸成

平成17年度末現在：9協定

森林ボランティア団体等による施業実施協定の事例

事例1 里山再生への取組

自然本来の生態系を保った里山を回復し、地域住民に対して里山の多面的利用の促進を図ることにより、公益の増進を図ることを目的とした協定

対象面積: 6ha

施業概要: 間伐 5ha

(長野県K村)



事例3 環境保全の普及

一般市民に対して、森林を中心とした自然環境における多様な要請に応える事業を行い、森林・自然及び環境保全への理解、普及を図ることを目的とした協定

対象面積: 13ha

施業概要: 間伐 8ha

除伐 1ha

作業路等の設置

(長野県U市)

事例2 都市と山村の交流

市民ボランティアによる森林づくり活動を通じて、自然に親しみ、自然に対する認識と理解を深め、自然との共生のあり方を学び、都市と山村との交流を図ることを目的とした協定

対象面積: 38ha

施業概要: 植栽 0.3ha

下刈 0.3ha

間伐 10ha

(大阪府C村)



「里山エリア再生交付金」の概要

19年度概算決定額
9,822百万円の内数

里山エリア再生交付金による里山エリアの再生の推進

■ 地方の自主性・裁量性の高い制度

- ・交付金は計画に位置づけられた施設にどのように充当しても可
- ・計画策定、変更の簡素化
- ・予算融通の緩和

里山エリア再生計画の策定

- ・市町村が地域の特性を踏まえたオーダーメイド型の計画を実現

地域が一体となった里山地域づくりの実現

- ・地域住民、NPO等と協力した一体型の里山地域づくりの推進

自由度の高い整備内容

- ・里山地域の活性化、林業就労者の定住促進等を図るための生活環境の改善
- ・都市と山村の交流促進のための施設の整備
- ・居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した森林の整備

居住地森林環境の整備
居住環境基盤の整備
地域の創造力を活かした整備

路側樹林帯整備

生活環境の改善

都市と山村の交流促進のための施設整備

居住地周辺の森林整備

タケの侵入防止対策

雄花の多いスギ林の抜き切り

耕作放棄地等における森林整備

野生鳥獣の生息の場として優れた機能を有する複層林や針広混交林等の整備



地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業の概要

(19年度概算決定額 169百万円)

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくために、広く国民の理解を得つつ、社会全体で森林づくりを支えていく気運を醸成することが重要

1 国民に対する普及啓発

- ・全国植樹祭や緑の少年団全国大会などの普及啓発活動を開催



2 企業・NPO等の森林づくり活動のサポート体制の整備

- ・地域に「森づくりコミッション」を設立し企業等の森づくり活動を支援



3 企業の森林づくり活動の促進

- ・企業の経営者やCSR担当者等を対象としたシンポジウムを開催
- ・企業等の森林づくり活動をCO2吸収量等に換算するなどの評価手法を実用化



企業、NPOなど多様な主体による国民参加の森林づくりを推進

(上記のほか、「緑の募金」の寄附金により、国民の自発的な森林整備や緑化活動を支援)